

ここに
注目!

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「News」で随時更新中
<https://www.rosei.jp/lawdb/>

労働保険関係

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」の施行について

令和2年6月12日、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」（令 2. 6.12 法律54）が公布され、同日より施行された。この法律では、①新型コロナウイルス感染症等の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当を受けることができなかつた労働者に対する支援金等の支給や、②求職活動の長期化等に対応するための基本手当の給付日数の延長等を定めている。ここでは、その内容について解説する。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令 2. 6.12 法律54）

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行令（令 2. 6.12 政令187）

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令 2. 6.12 厚労令125）

福田芳明 特定社会保険労務士（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）

1. 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルス感染症等の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金を受けることができなかつた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を支給するとともに、雇用保険の基本手当の給付日数を延長する雇用保険法の特例措置等が講じられることとなった。

2. 改正の主な内容

[1] 休業手当を受けることができなかつた労働者に対する新たな給付制度

新型コロナウイルス感染症およびその蔓延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた労働者個人に対して、その労働者の申請により、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が支給される。雇用保険の被保険者には支援金が、雇用保険の被保険者でない労働者（公務員を除く）には、給付金が支給される。

(1)対象者

令和2年4月1日～9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払いなし）した中小企業の労働者が対象となる。なお、雇用保険に加入していない者（例：昼間学生のアルバイト等）については支給の対象となるが、雇用関係が継続していない日雇労働者や、雇用関係のないフリーランスの者については、原則として対象とならない。

(2)中小企業(中小事業主)の範囲

休業開始時点で、原則として、[図表1]の「資本金の額・出資の総額」か「常時雇用する労働者の数」のいずれかを満たす企業が「中小企業」（中小事業主）に該当する。

(3)支給金額の算定方法

支給金額の算定方法については、[図表2]のとおりとなる。休業前賃金の8割（日額上限1万1000円）が、休業実績に応じて支給される。

(4)手続き内容

申請方法は、現在郵送のみとなっている。「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給申請書」に必要事項を記入の上、必要書類[図表3]とともに所定の宛先へ郵送する。なお、オンラインによる申請は現在（令和2年7月30日時点）準備中であり、用意出来次第、申請ページが公開される予定となっている。

申請は、労働者本人からの申請のほか、事業主経由で（事業主が対象となる労働者分をまとめて）申請することも可能である。なお、休業期間によって、申請の締め切りが別日に定められているので、

注意が必要となる[図表4]。

また、複数事業所の休業について申請する場合は、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要がある。一つの事業所の分の申請をした期間については、その申請以外すべて無効となるため、こちらも注意が必要となる。

さらに、申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合には、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査が行われない。その分申請から支給までの時間を要することとなる。

[2]基本手当の給付日数の延長に関する特例

新型コロナウイルス感染症等の影響による求職活動の長期化等に対応し、雇用保険の基本手当（いわゆる失業手当）の受給資格者について、特例として給付日数が60日（一部30日）まで延長された。

(1)基本手当の給付日数延長に関する特例の対象者

[図表5]の受給者で、法施行日（令和2年6月12日）以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる者が対象となる。なお、地域にかかわらず、全国一律で[図表5]の日付で判断される。また、就職困難者の者は、当初から所定給付日数が長いいため、延長の対象とはならない。

(2)延長される給付日数

基本手当が延長される給付日数は「60日」である。ただし、「30歳以上45歳未満」で所定給付日数が「270日」の者、「45歳以上60歳未満」で所定給付日数が「330日」の者の延長日数は「30日」となる。

図表1 中小事業主の範囲

産業分類	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円 //	100人 //
卸売業	1億円 //	100人 //
その他の業種	3億円 //	300人 //

図表2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 支給金額の算定方法

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
＝休業前賃金日額×80%×(各月の日数〔30日または31日〕－就労したまたは労働者の事情で休んだ日数)

＜休業前賃金日額の算定例＞

原則として、過去6カ月のうち任意の3カ月分の賃金を90で除して算定(上限1万1000円)される。「休業前」の賃金とは休業を開始した月より前に実際に支払われた賃金を指す。例えば、4月からの休業であれば、3月以前に実際に支払われた賃金が休業前の賃金となる(例1)。

ただし、雇い入れ日と賃金支払い日の関係で休業を開始した月より前に支払われた賃金がない場合は休業を開始した月に支払われた賃金で算定する(例2)。

(例1)

- 4月10日から休業
- 給与(3月:30万円、2月:25万円、1月:28万円、12月:26万円)
※下線の3カ月を選択
- $(30万円 + 28万円 + 26万円) \div 90日 = 9,333円$ …休業前賃金日額
※端数処理は小数点以下切り捨て(例2～5)も同じ)

(例2)

- 3月1日付採用、賃金は末日締め、翌月15日払い
- 4月10日から休業
- 休業前(3月以前)に支払われた賃金がない→(4月:20万円)
※休業前の労働の対価として支払われた4月支給額で算定
- $20万円 \div 30日 = 6,666円$ …休業前賃金日額

＜支援金・給付金の支給額例＞

原則として、上記により算定された休業前賃金日額の8割(支援金・給付金日額。日額上限1万1000円)に休業期間の日数を乗じて得た額が支給される。当該休業期間中に就労等(申請の対象となる事業所での就労等に限る)した場合、就労等日数(4時間以上の就労等であれば1日、4時間未満の就労等であれば0.5日)をその日数から減じて算出する。

ただし、4時間未満の就労等であっても、所定労働時間が4時間未満の場合に、所定労働時間どおりに就労等している場合は1日としてカウントする(例えば、所定労働時間が3時間の場合で、3時間就労等した場合は1日としてカウント。2時間就労等し、1時間休業の場合は0.5日としてカウント)。

(例3:全期間休業しており、就労等していない場合)

- 休業前賃金日額:9,333円 ※上記(例1)のケース
→支援金・給付金日額:9,333円×0.8=7,466円
- 5月1～31日まで休業
→支給額:7,466円×31日=23万1,446円

(例4:休業中に数日就労等した場合)

- 休業前賃金日額:9,333円 ※上記(例1)のケース
→支援金・給付金日額:9,333円×0.8=7,466円
- 5月1～31日まで休業、1日6時間勤務のところ10日と14日に各6時間就労(1日としてカウント)、17日に4時間休業し2時間だけ就労(0.5日としてカウント)
→支給額:7,466円×(31日-2.5日)=21万2,781円

(例5:所定労働時間が3時間の場合)

- 休業前賃金日額:6,666円 ※上記(例2)のケース
→支援金・給付金日額:6,666円×0.8=5,332円
- 5月1～31日まで休業、1日3時間勤務のところ10日と14日に各3時間就労(1日としてカウント)、17日に1時間休業し2時間だけ就労(0.5日としてカウント)
→支給額:5,332円×(31日-2.5日)=15万1,962円

図表3 必要書類

- 支給申請書
- 支給要件確認書
- 運転免許証等の本人確認書類の写し
- 振込先口座を確認できるキャッシュカードや通帳の写し
- 休業開始前賃金および休業期間中の給与を証明できるもの（給与明細や賃金台帳等）

図表4 支援金・給付金の支給申請の締切

休業した期間	締切日（郵送の場合は必着）
令和2年4～6月	令和2年9月30日（水）
令和2年7月	令和2年10月31日（土）
令和2年8月	令和2年11月30日（月）
令和2年9月	令和2年12月31日（木）

図表5 基本手当の給付日数延長に関する特例の対象者

以下の者で、法施行日（令和2年6月12日）以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる者が対象となる。

離職日	対象者
～令和2年4月7日 （緊急事態宣言発令以前）	離職理由を問わない（全受給者）
令和2年4月8日～5月25日 （緊急事態宣言発令期間中）	特定受給資格者 ^{※1} および 特定理由離職者 ^{※2}
令和2年5月26日～ （緊急事態宣言全国解除後）	新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた特定受給資格者 ^{※1} および特定理由離職者 ^{※2} （雇止めの場合に限る）

※1 特定受給資格者：倒産・解雇等の理由により離職を余儀なくされた者

※2 特定理由離職者：①期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者、②転居、婚姻等による自己都合離職者

(3)対象とならないケース

本特例給付延長は、積極的に求職活動を行っている者が対象となるため、次の①～④のいずれかに該当する場合は、対象外となる。

- ①所定の求職活動がないことで失業認定日に不認定処分を受けたことがある場合
- ②やむを得ない理由がなく、失業認定日に来所しなかったことにより不認定処分を受けたことがある場合
- ③雇用失業情勢や労働市場の状況などから、現実的ではない求職条件に固執する者等
- ④正当な理由なく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、指示された公共職業訓練を受けること、再就職を促進するために必要な職業指導を拒んだことがある場合

3. 実務上の対応

2.[1]の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、令和2年7月10日より郵送申請の受け付けが開始された。なお、迅速な

支給や、感染予防・3密回避等の観点から、ハローワーク等窓口での申請は受け付けられていない。また、今回取り上げたもの以外にも多数の注意点が示されているため、実際の申請手続きに当たっては、厚生労働省ウェブ等を参考に進めていくことが必要となる。

参考①：厚生労働省ウェブ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

参考②：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話番号：0120-221-276

月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

2.[2]基本手当の給付日数の延長に関する特例については、認定日にハローワークにおいて延長の処理が行われるため、別途申請等の手続きは必要ない。